

第22回 京都市路上喫煙等対策審議会 議事次第

開催日時 令和8年1月28日 午前10時00～

会場 京都市役所 本庁舎4階文化市民局第1会議室

1 開会あいさつ（文化市民局長）

2 委員の紹介

3 会長・副会長の選出について 資料1

4 議題

- (1) 路上喫煙対策の取組について 資料2
(路上喫煙等対策強化区域及び過料処分件数、定点調査の状況 等)
- (2) 広報・啓発の取組について 資料3

5 閉会あいさつ（文化市民部長）

【資料一覧】

- ・資料1 会長・副会長の選出について
- ・資料2 路上喫煙対策の取組について
- ・資料3 広報・啓発の取組について

【別紙一覧】

- 別紙1：京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例・規則
- 別紙2：過去の審議会答申（4件）及び条例制定の議会からの付帯決議
- 別紙3：路上喫煙等対策強化区域図
- 別紙4：過料処分件数の推移
- 別紙5：定点調査表

京都市路上喫煙等対策審議会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

	氏 名	役 職 等
委員	いしだ てつお 石田 哲雄	京都商店連盟副会長
〃	たくみ ちえこ 内匠 千恵子	京都第一赤十字病院 臨床腫瘍部・呼吸器内科 部長
〃	ふしみ こうじ 伏見 康司	弁護士
〃	ふじわら のぶお 藤原 信生	上京区市政協力委員連絡協議会会長
〃	まつうら ひでかず 松浦 秀和	市民公募委員
〃	むらい さとし 村井 敏史	京都市立中学校PTA連絡協議会理事
〃	やまもと しお 山本 詩桜	市民公募委員
〃	わかさ あいこ 若狭 愛子	京都産業大学法学部准教授

(任期は、委嘱の日～令和9年8月9日)

第22回 京都市路上喫煙等対策審議会
資料一覧

- ・資料1 会長・副会長の選出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・資料2 路上喫煙対策の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
（路上喫煙等対策強化区域及び過料処分件数、定点調査の状況 等）
- ・資料3 広報・啓発の取組について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

会長及び副会長の選出について

1 概要

京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づき、会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっています。

2 審議会にかかる規定（抜粋 全文は別紙1参照）

(1) 条例

（審議会）

第7条 路上喫煙等対策強化区域の指定その他この条例の施行に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

第8条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

(2) 規則

（審議会の会長及び副会長）

第5条 京都市路上喫煙等対策審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（審議会の招集及び議事）

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

路上喫煙対策の取組について

1 概要

路上喫煙等による身体や財産への被害の防止を図ることで、市民及び観光旅行者等の安心安全を確保するため、平成19年6月1日に、「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」（以下、「条例」という。）を施行しました。

その後、市民等にとってよりわかりやすい条例となるよう、指定する区域（過料を徴収する区域）の名称を「路上喫煙等禁止区域」から「路上喫煙等対策強化区域」に変更する改正条例を令和5年3月1日に施行しました。

本条例に基づき、市内全域において、道路や公園等の屋外の公共の場所では路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、市内3箇所（笹原、大宮、大津）の路上喫煙等対策強化区域においては、路上喫煙等監視指導員が巡回し、違反者を現認した場合は過料（1,000円）を徴収しています。

このほか、路上喫煙防止啓発ステッカーや路面シート、電柱幕など、さまざまな媒体を活用した周知啓発や喫煙場所の設置などにより、条例施行時から比較すると路上喫煙者は減少しています。

2 過料処分について

(1) 路上喫煙等対策強化区域の指定

条例に基づき、審議会の答申（別紙2参照）を経て、現在は「市内中心部」、「京都駅周辺」及び「清水・祇園地域」を指定しています（別紙3参照）。

(2) 路上喫煙等監視指導員の巡回

- ・ 人数 : 定数6名（令和7年12月時点）
交代制勤務で1日につき2～6名勤務。1班2、3名体制で巡回
- ・ 実施日 : 年末年始を除く毎日
- ・ 巡回時間 : 7:40～19:10

(3) 過料処分件数の推移と違反者の傾向

- ・ 令和6年度の処分件数は450件（令和5年度は277件、令和4年度は358件、令和3年度は363件）であり、令和5年5月より新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、国内外問わず観光客が増加したこと等から、令和5年度の約1.6倍に増加しました。

一方、令和5年度までは平成24年度6,794件をピークとして概ね減少を続けており、令和6年度は、平成24年度と比較すると約1/15に減少しています。（別紙4参照）。

- ・ 外国人の違反者は、令和6年度で違反者の約3割を占める状況であることから、引き続き違反者の傾向に注視していきます。

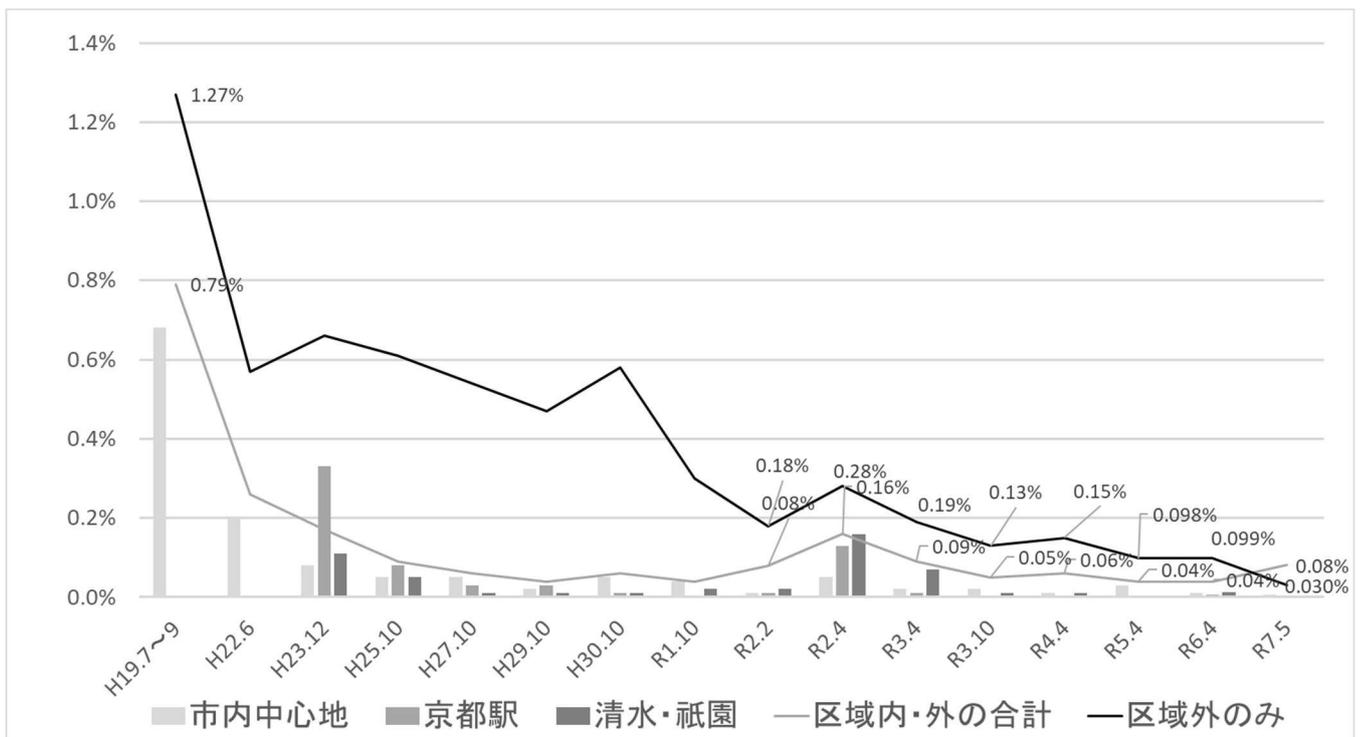
3 路上喫煙率の推移について

対策強化区域を中心に 60 箇所（うち対策強化区域内：22 箇所）のポイントを定め、通行人に占める喫煙者の割合を定期的に調査しています。

※令和元年度までは 30 箇所で実施。（別紙 7 参照）

範囲	H19.7~9	H22.6	H23.12	H25.10
市内中心地	0.68%	0.20%	0.08%	0.05%
京都駅	-	-	0.33%	0.08%
清水・祇園	-	-	0.11%	0.05%
区域内・外の合計	0.79%	0.26%	0.17%	0.09%
区域外のみ	1.27%	0.57%	0.66%	0.61%

R4.4	R5.4	R6.4	R7.5
0.01%	0.03%	0.01%	0.006%
0.00%	0.00%	0.006%	0.004%
0.01%	0.005%	0.012%	0.002%
0.06%	0.04%	0.04%	0.08%
0.15%	0.098%	0.099%	0.030%



【参考】令和 7 年度における調査場所・実施日・調査方法

調査場所及び調査結果：別紙 7 参照

実施日：令和 7 年 5 月 23 日（金）、24 日（土）

※時間はいずれも午後 1 時から午後 2 時、午後 5 時 30 分から午後 6 時 30 分

調査方法：1 時間当たりの下記の通行者数の調査を目視により行う。

- ア. 日本人通行者
- イ. 外国人通行者
- ウ. ア、イのうち、喫煙している者

※ア～ウには、自動車に乗車する者は含まない。

4 たばこに関連する状況の変化

(1) 喫煙者の動向

年々低下傾向にある喫煙率については、厚生労働省が実施している各種調査の結果によると、20歳以上の習慣的な喫煙者の割合は、本市の条例が施行された平成19年の調査（厚生労働省実施／国民健康・栄養調査 ※）の結果、「男性：39.4%、女性：11.0%」でしたが、令和5年の調査では、「男性：25.6%、女性：6.9%」と減少しております。

（参考：厚生労働省 HP「令和6年国民健康・栄養調査企画解析検討会資料」）

※ 令和6年の結果概要については、資料作成時点では未発表。

(2) 受動喫煙対策の進展

平成30年7月に健康増進法が改正され、公共施設で原則敷地内禁煙となったほか、令和2年4月1日からは事業所、飲食店、ホテルなど多くの施設で原則屋内禁煙となり、施設において各種分煙対策が実施されています。

(3) 喫煙に対する世論の変化

規制強化等と同調し、さまざまな機関、団体がたばこの煙の害についての啓発を行っており、世論に広く認識が広まるとともに、喫煙マナーについての意識が高まっています。

(4) 加熱式たばこの普及

- 加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を、燃焼させず専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生させるものです。加熱の方法や温度などは製品ごとに異なります。
- 厚生労働省が実施した調査（令和5年の国民健康・栄養調査）によれば、習慣的な喫煙者のうち加熱式たばこを使用している人の割合は、およそ2～3人に1人（男性で38.5%、女性で42.3%）であり、男性では20代、女性では30代が他の年代と比べて喫煙者での使用割合が高いという結果でした。

<参考1>

令和5年度：京都市「健康づくり・口腔保健・食育に関するアンケート」の結果

※令和6年度は調査なし

- 市内の20歳以上で喫煙していると答えた者のうち加熱式たばこを使用している人の割合
→ 男性：32.7%、女性で23.8%

<参考2> 本市喫煙場所における喫煙者数等調査について

(1) 概要

平成19年度の「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」制定から15年以上が経過しましたが、本市では、この間市内19箇所の公設喫煙場所を整備してきました。

この間、加熱式たばこ等の大幅な普及もあり、近年では加熱式たばこを規制の対象とする自治体も出てきております。

これらの状況を受け、本市においても今後の社会情勢に合わせて喫煙場所や規制の在り方を検討する際の基礎資料とするため、喫煙場所における喫煙者数等の調査を行いました。

(2) 調査場所・調査実施日

ア 調査場所

京都駅北口広場（バスターミナル東）喫煙場所

イ 調査実施日

令和7年9月25日（木）、27日（土） 時間はいずれも午前8時から午後7時

(3) 調査方法

ア 調査①：喫煙場所利用者数の調査

- ・喫煙の有無は関係なく喫煙場所に入った人数を計測

イ 調査②：喫煙者のたばこの種別の調査

- ・喫煙場所周辺に立ち、目視で喫煙場所内の喫煙者のたばこの種別を紙巻き、加熱式、その他ごとに計測を実施。
- ・喫煙場所の利用者数増等により、外からの目視確認が困難な場合は、必要に応じて中に入り、計測する。
- ・加熱式かどうか不明の場合はその他に含めるが、その他が極端に多くならないよう、調査実施者に対して事前に加熱式について説明を実施。

(4) 調査結果

- たばこの種別については、概ね下記のとおりとなっています。

紙巻き：加熱式：その他 → 6割：4割：1割以下

本件調査結果により、喫煙者に占める加熱式たばこの割合は約4割となっており、昨年度と比較して割合が高くなっていることが分かります。

令和7年9月25日（木）

令和7年9月27日（土）

調査時間	利用者数 (人)	たばこの種別		
		紙巻き	加熱式	その他
8:00~9:00	184	133	46	5
9:00~10:00	164	112	48	4
10:00~11:00	117	80	31	6
11:00~12:00	140	77	59	4
12:00~13:00	175	86	84	5
13:00~14:00	165	96	66	3
14:00~15:00	140	96	40	4
15:00~16:00	141	87	51	3
16:00~17:00	124	76	43	5
17:00~18:00	155	79	72	4
18:00~19:00	151	81	67	3
合 計	1656人	1003人 (61%)	607人 (37%)	46人 (3%)
令和6年度	1567人	991人 (63%)	482人 (31%)	94人 (6%)

調査時間	利用者数 (人)	たばこの種別		
		紙巻き	加熱式	その他
8:00~9:00	127	86	39	2
9:00~10:00	177	138	37	2
10:00~11:00	169	88	79	2
11:00~12:00	158	91	64	3
12:00~13:00	185	128	57	0
13:00~14:00	194	140	52	2
14:00~15:00	198	102	93	3
15:00~16:00	188	98	88	2
16:00~17:00	199	102	93	4
17:00~18:00	178	92	82	4
18:00~19:00	155	78	74	3
合 計	1928人	1143人 (59%)	758人 (39%)	27人 (1%)
令和6年度	1577人	1179人 (75%)	365人 (23%)	33人 (2%)

○ 加熱式たばこは、受動喫煙による科学的な健康被害への影響が不確かであり、他都市でも過料の対象としない自治体が多数を占めている状況にあることから、本市においても、現状では、路上での加熱式たばこ喫煙者を過料処分の対象とはしていません。

ただし、条例では「市内全域で路上喫煙をしないように努力義務」を定めており、路上喫煙を誘発することに繋がる可能性があることから、指導員が見かけた場合は「路上での加熱式たばこの喫煙者」にも指導（喫煙場所で吸ってもらうよう口頭での依頼）を行っています。

引き続き、加熱式たばこの普及の状況、他都市の動向、新たな研究結果に注視しながら、検討を継続する必要があると考えています。

5 その他

(1) 公設喫煙場所の設置

ア 整備の目的

喫煙者と非喫煙者の共存、周辺での路上喫煙やたばこのポイ捨ての防止、喫煙マナーの向上等を目的として、条例制定時の市議会の付帯決議及び審議会の答申（別紙2参照）に基づき設置しています。

イ 設置経過

対策強化区域を中心に、これまで19箇所の公設喫煙場所を設置しています。

	喫煙場所名称	供用開始年月
1	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	平成20年 5月
2	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	平成23年 6月 移設に伴い撤去 令和 4年 8月 移設に伴い新設
3	清水坂観光駐車場（休憩所内）	平成24年 1月
4	清水坂観光駐車場（北側緑地帯内）	平成24年 1月
5	京都駅北口広場（バスターミナル東）	平成24年 2月 令和 5年12月 面積を拡大、クランク構造に変更、西側パーティションのかさ上げ
6	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	平成24年 2月
7	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	平成25年 3月
8	京都駅八条東口	平成26年 4月 令和 6年12月 出入口の変更、クランクの設置、北側パーティションのかさ上げ
9	J R山科駅前北広場	平成26年10月 平成30年12月 面積を拡大 令和 5年 2月 面積を拡大、クランク構造に変更
10	J R西大路駅南側	平成26年10月 移設に伴い撤去 令和 3年12月 移設に伴い新設 令和 5年 1月 面積を拡大、クランク構造に変更
11	高台寺公園内	平成27年12月
12	京都駅八条西洞院	平成27年12月
13	J R桂川駅前	平成27年12月 平成30年12月 面積を拡大

14	京阪中書島駅前	平成27年12月
15	京都駅みやこ夢てらす	平成28年12月 令和5年12月 漏煙対策で東側出入口を封鎖
16	京都駅八条西口	平成28年12月
17	京都駅サンクンガーデン前	平成28年12月
18	京都駅北口広場（タクシープール東）	平成29年3月
19	JR西大路駅北側	令和4年3月

(2) 路上喫煙に関する御意見・要望等の内訳（市長への手紙等を含む）

① 受理件数

令和4年度：220件

令和5年度：282件

令和6年度：266件

令和7年度：198件（令和7年12月末現在）

② 分類別受理件数

※分類数は御意見・要望内容によって重複計上あり。

【令和4年度】

総計		220
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		84
	うち、タクシー運転手	3
取組の推進要望		40
	うち、禁止区域の拡大	8
	うち、巡回指導の拡充	3
	うち、罰則の強化	3
	うち、標示類の充実	5
	うち、周知啓発	10
	うち、その他	11
施設等の苦情		42
	うち、民間施設	30
	うち、飲食店、居酒屋	8
	うち、コンビニ	6
	うち、病院	2
	うち、たばこ店	7
	うち、その他	7
	うち、公共施設	12
	うち、公園	8
公設喫煙場所		53
	うち、苦情	12
	うち、撤去要望	35
	うち、改修要望	0
	うち、一時閉鎖関連	0
	うち、増設要望	3
	うち、移設要望	3
	うち、山科駅喫煙場所(2箇所)	6
	うち、JR山科駅前	5
	うち、バスロータリー北側	1
	うち、京都駅喫煙場所(7箇所)	33
	うち、北口広場バスターミナル東	1
	うち、京都駅八条東口	7
	うち、みやこ夢テラス	25
	うち、中書島喫煙場所	3
	うち、桂川駅喫煙場所	3
	うち、東塩小路公園喫煙場所	2
	うち、西大路駅前喫煙場所	1
	うち、西木屋町喫煙場所	1
	うち、その他	3
その他		1

【令和5年度】

総計		282
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		122
	うち、タクシー運転手	9
取組の推進要望		38
	うち、禁止区域の拡大	6
	うち、標示類の充実	13
	うち、周知啓発	10
	うち、罰則の強化	2
	うち、その他	7
施設等の苦情		31
	うち、民間施設	27
	うち、飲食店、居酒屋	11
	うち、コンビニ	5
	うち、たばこ店	4
	うち、その他	7
	うち、公共施設	4
	うち、公園	3
	うち、その他	1
公設喫煙場所		75
	うち、苦情	24
	うち、撤去要望	37
	うち、改修要望	4
	うち、増設要望	6
	うち、その他	4
	うち、山科駅喫煙場所(2箇所)	4
	うち、京都駅喫煙場所(7箇所)	40
	うち、北口広場バスターミナル東	1
	うち、みやこ夢テラス	33
	うち、八条西口	1
	うち、八条西洞院	1
	うち、中書島喫煙場所	2
	うち、桂川駅喫煙場所	4
	うち、東塩小路公園喫煙場所	4
	うち、西大路駅喫煙場所	1
	うち、西木屋町喫煙場所	1
	うち、清水観光駐車場喫煙場所	1
	うち、高台寺公園喫煙場所	1
その他		16

【令和6年度】

総計		266
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		123
	うち、タクシー運転手	10
取組の推進要望		53
	うち、禁止区域の拡大	11
	うち、巡回指導の拡充	3
	うち、罰則の強化	3
	うち、標示類の充実	18
	うち、周知啓発	11
施設等の苦情		35
	うち、民間施設	29
	うち、飲食店、居酒屋	15
	うち、コンビニ	2
	うち、病院	1
	うち、たばこ店	2
	うち、その他	9
	うち、公共施設	6
	うち、公園	4
	うち、その他	2
公設喫煙場所		33
	うち、苦情	11
	うち、撤去要望	2
	うち、改修要望	4
	うち、移設要望	2
	うち、増設要望	6
	うち、京都駅喫煙場所(7箇所)	5
	うち、京都駅八条東口	1
	うち、みやこ夢テラス	2
	うち、八条西洞院	1
	うち、サンクンガーデン前	1
	うち、中書島喫煙場所	5
	うち、桂川駅喫煙場所	2
	うち、東塩小路公園喫煙場所	1
	うち、西大路駅前喫煙場所	1
	うち、西木屋町喫煙場所	4
	うち、新京極公園喫煙場所	1
その他		22

【令和7年度】

総計		198
【分類別内訳】		
路上喫煙者の通報		100
	うち、タクシー運転手	12
取組の推進要望		50
	うち、禁止区域の拡大	6
	うち、巡回指導の拡充	21
	うち、罰則の強化	4
	うち、標示類の充実	14
	うち、周知啓発	5
施設等の苦情		13
	うち、民間施設	13
	うち、飲食店、居酒屋	3
	うち、コンビニ	2
	うち、病院	0
	うち、たばこ店	3
	うち、その他	5
	うち、公共施設	0
	うち、公園	0
	うち、その他	0
公設喫煙場所		18
	うち、苦情	0
	うち、撤去要望	3
	うち、改修要望	11
	うち、移設要望	3
	うち、増設要望	0
	うち、京都駅喫煙場所(7箇所)	8
	うち、京都駅八条東口	4
	うち、みやこ夢テラス	0
	うち、八条西洞院	4
	うち、サンクンガーデン前	0
	うち、中書島喫煙場所	2
	うち、桂川駅喫煙場所	2
	うち、東塩小路公園喫煙場所	0
	うち、西大路駅前喫煙場所	0
	うち、西木屋町喫煙場所	2
	うち、新京極公園喫煙場所	0
その他		17

広報・啓発の取組について

条例の趣旨である「京都では市内全域で路上喫煙をしない」こと等を市民、観光客にわかりやすく周知をしていくため、啓発物品等を活用し、以下のとおり広報啓発に取り組んでおります。

1 啓発物品による周知

- ・ 標示類（路面シート、ステッカー、電柱幕等）
対策強化区域内を中心に、新規設置、旧標示類の新たな標示類への貼り替え作業を順次実施しています。
区域外についても苦情の多い箇所を中心に標示類の貼り付けを行っており、引き続き、貼付箇所の検討を進めてまいります。
- ・ 掲示物（チラシ・ポスター）
本市関連施設等への掲示のほか、市内の駅、観光案内所、商店街、寺社仏閣、宿泊施設、空港等へ協力を依頼して配架を行うとともに、希望する市民、事業者への配布も実施しています。

(1) 「条例啓発、路上喫煙防止啓発チラシ・ポスター」



(2) 「路上喫煙防止・ポイ捨て防止啓発ステッカー、ウエットティッシュ」



(3) 「路面標示シート・タイル、電柱幕、立て看板」



2 街頭啓発の実施

祇園祭や五山の送り火などの各種行事や春秋の観光シーズンなど、人出が多い機会を捉えて実施しているほか、苦情等が多い駅周辺等でも、適宜街頭啓発を実施しています。



3 広報媒体による発信

観光情報誌、フリーペーパー等への記事の掲載、京都市の SNS での情報発信等を行っています。

4 公用車を用いた音声啓発

拡声器付き公用車を用いて市内全域での音声啓発を実施しています。

また、苦情等が多い区域外での条例認知度の更なる向上を図るため、特に区域外を中心に実施（観光地付近等では適宜、多言語（英語、中国語、韓国語）での音声啓発を実施）しています。

5 指導員による巡回

過料徴収区域外での啓発・指導を目的に、定期的に巡回指導を実施しています。

二条駅、伏見稻荷駅、山科駅等の巡回をはじめ、苦情・要望を受けた中から必要と判断した地域での巡回を行っています。

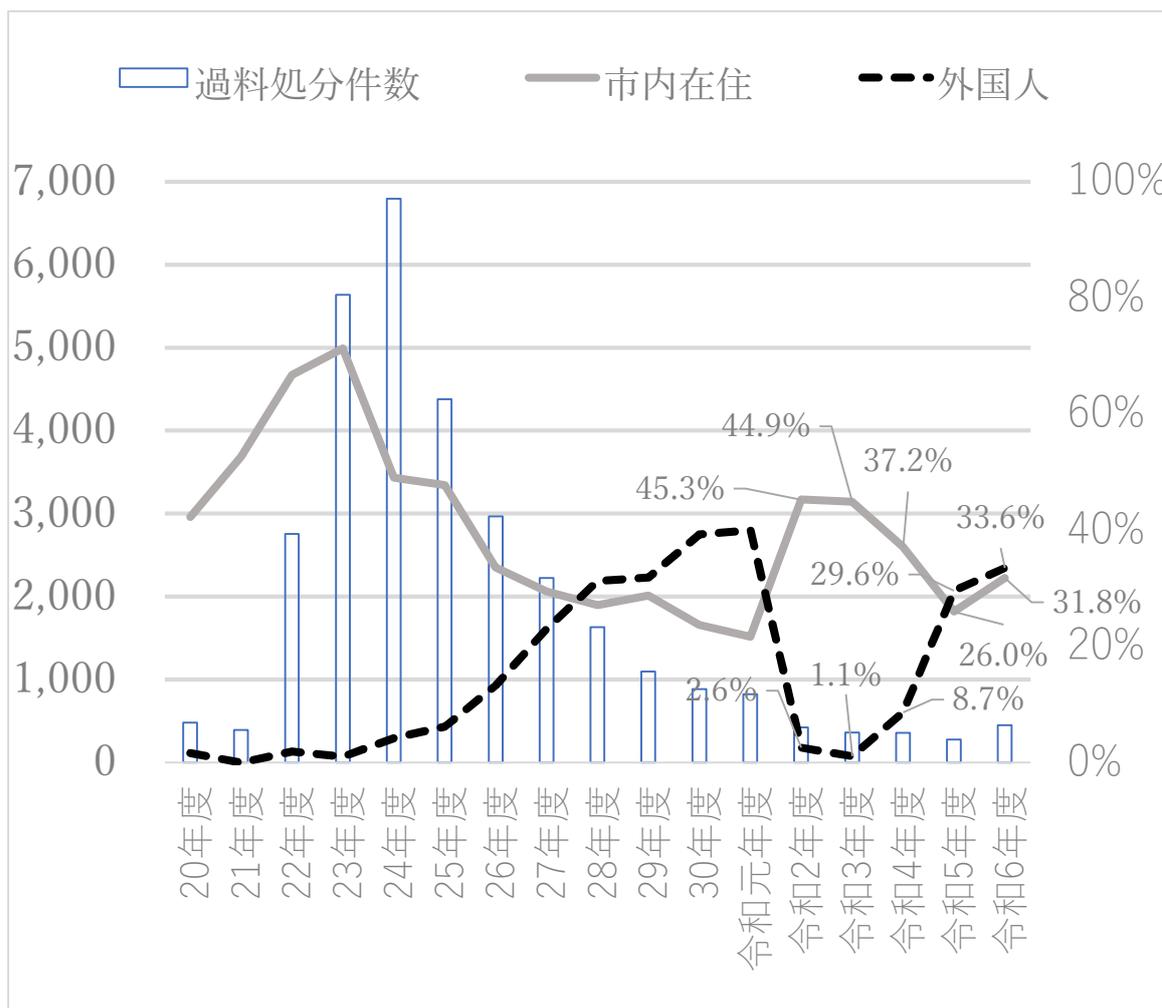
6 喫煙場所の周知

喫煙者にわかりやすく喫煙場所を周知することが路上喫煙防止に寄与することから、本市のホームページに公設・民設の喫煙場所の設置位置や店舗が地図上で確認できる民間サイトを掲載しています。

また、ポスターやチラシに同サイトへのQRコードを掲載し、掲示・配布することで、喫煙される方がルールとマナーを守って喫煙していただけるように周知を図っています。

7 外国人観光客に対する啓発

○ 令和元年度には違反者の4割を占めていた外国人については、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2、3年度は激減していましたが、令和4年度からの外国人観光客の受入れ緩和の影響もあり、外国人の違反者の割合が再び高まっています。



【外国人に向けた周知啓発の取組】

- ・ チラシ・ポスター等の各種啓発物品への多言語標記（英語・中国語・韓国語）
- ・ チラシ・ポスター等の駅、宿泊施設、寺社仏閣、空港等への配架・掲出
- ・ 英語・中国語・韓国語での音声啓発
- ・ 外国人旅行者向け雑誌等への広告掲載

○ 今後も外国人旅行客数は増加もしくは高止まりすることが予想される中、外国人に向けた周知啓発の強化が必要と考えています。